

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	群馬県 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

群馬県は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

群馬県知事

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による診察、入院措置、費用の徴収、退院等の請求又は精神障害者保健福祉手帳の交付に関する事務
②事務の概要	群馬県では、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、①自傷他害のおそれがある精神障害者に対する診察、入院措置、当該入院措置に係る費用の徴収等、②精神科病院入院者及び家族等からの退院等の請求に対する審査等、③精神障害者保健福祉手帳の交付を行っている。
③システムの名称	精神保健業務管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
障害者台帳ファイル、通報処理台帳ファイル、精神障害者保健福祉手帳交付台帳ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法別表第一 14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	情報提供: 番号法別表第二 10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号、第9条第4号、第11条第1号、第12条第1号、第12条第2号、第12条第6号、第12条第4号、第12条第5号、第12条第8号、第20条第2号、第20条第6号、第21条第1号、第21条第2号、第21条第3号、第22条第1号～第9号、第22条第11号、第28条第1号～第9号、第29条第2号、第30条第4号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号、第43条の4第2号、第59条の2第1項～第59条の2第4号 情報照会: 番号法別表第二 22～25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条、第17条、第18条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部障害政策課 / こころの健康センター
②所属長の役職名	課長 / 所長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL027-226-2270
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉部障害政策課精神保健室精神医療係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2640

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月10日	< I 関連情報>3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法別表第一 14の項 並びに主務省令第14条 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第27条、28条、29条、29条の2、29条の3、29条の4、30条の2、31条、38条の4、38条の5、40条、45条	番号法別表第一 14の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第14条	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>4. 情報提供 ネットワークシステムによる情報連携 ④法令上の根拠	番号法別表第二 22～25の項	情報提供:番号法別表第二 10、14、16、27、28、31、54、55、56の2、57、79、85の2、106、108、116の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第9条第1号、第9条第4号、第11条第1号、第12条第1号、第12条第2号、第12条第6号、第12条第4号、第12条第5号、第12条第8号、第20条第2号、第20条第6号、第21条第1号、第21条第2号、第21条第3号、第22条第1号～第9号、第22条第11号、第28条第1号～第9号、第29条第2号、第30条第4号、第30条第5号、第31条第4号、第42条第2号、第43条の4第1号、第43条の4第2号、第59条の2第1項～第59条の2第4号 情報照会:番号法別表第二 22～25の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第15条、第16条、第17条、第18条	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	障害政策課長 岡部 清 / ころの健康センター所長 浅見隆康	課長 / 所長	事後	
令和1年6月10日	< I 関連情報>8. 特定個人情報ファイルの取扱に関する問合せ	健康福祉部障害政策課 TEL 027-226-2640 / ころの健康センター TEL 027-263-1166	健康福祉部障害政策課精神保健室精神保健係 〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 TEL 027-226-2640	事後	
令和1年6月10日	< II しきい値判断項目>1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日 時点	平成31年4月1日 時点	事後	
令和1年6月10日	< II しきい値判断項目>2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成26年9月29日 時点	平成31年3月31日 時点	事後	
令和1年6月10日	< IV リスク対策>	—	IVリスク対策に記載のとおり	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 — 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 — 請求先	群馬県生活文化スポーツ部県民センター情報公開係	群馬県生活こども部県民活動支援・広聴課情報公開係	事後	
令和3年9月1日	I 関連情報 — 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ — 連絡先	健康福祉部障害政策課精神保健室精神保健係	健康福祉部障害政策課精神保健室精神医療係	事後	